

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和52年7月から54年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで
④ 平成元年4月から2年8月まで

申立期間については、私は妻と一緒に仕事（林業）をしていた関係で自宅を離れていたが、自宅にいた義母に送金しており、そのお金で義母が私の国民年金保険料を集金人に納期限を守り納付してくれていたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人の妻及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母は、当該期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、同申立期間のうち昭和48年10月から49年2月までの期間について厚生年金保険加入記録が確認できるが、当該記録は平成20年3月に追加訂正されたものであり、記録が訂正される前は、同申立期間はすべて国民年金強制加入期間であったことから国民年金保険料を納付することが可能であった。

さらに、A市区町村が保管する申立人に係る検認票の昭和48年7月から同年9月までの検認欄に、同年2月27日付けで検認印が押されている（昭和48年2月27日に翌年度である同年7月から同年9月までの保険料が納付されている）ことが確認できるが、このことについて、A市区町村の担当者は、「通常考えられない日付で検認されており、合理的な説明をすることが難しい。」と述べている。

2 申立期間②、③及び④について、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母は既に死亡しており、当時の状況が不明である。

また、申立人の妻に係るA市区町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、当該期間は、申立人と同様、すべて未納となっている。

さらに、申立人の義母が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和48年10月から49年2月までの期間については、厚生年金保険加入期間であり、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、当該期間の納付記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年8月まで

私は、昭和48年11月*日に結婚したが、結婚直後から49年1月までの間に国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、妻がA銀行の店舗において、きちんと納期限を守り納付していた。

申立期間の保険料を納付していないとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びB市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和50年9月26日付けで国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても初めて国民年金の被保険者となった日として、「昭和50年9月26日」と記載されていることから、同日より前は国民年金未加入期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「申立期間当初の1か月当たりの国民年金保険料額は1,500円くらいだった。」と供述しているところ、当該金額は、申立期間当初（昭和48年10月）の実際の国民年金保険料額550円と相違する上、記録上の納付開始月である昭和50年9月の国民年金保険料額1,100円と付加保険料額400円を合わせた金額1,500円と一致する。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。